

11月は 児童虐待防止推進月間

児童虐待に関する通報や相談件数は全国的に増加傾向にあり、虐待により子どもの命が失われる痛ましい事件が後を絶ちません。児童虐待をなくすために、私たちにできることは何か、この機会に地域や家族で話し合ってみましょう。

◎問い合わせ こども課 ☎23-2684



児童虐待とは

子どもに対し、意図的に身体的・精神的苦痛を与える行為や、「しつけ」と称して、子どもの体や心を傷付ける行為は児童虐待です。
児童虐待は、次の4つに分類されます。

身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト (育児放棄・怠慢)	性的虐待
殴る、蹴る、戸外に閉め出すなど	言葉で脅す、無視する、兄弟・姉妹間で差別する、子どもの前で家族に対して暴力を振るうなど	食事を与えない、不潔にする、家に閉じ込める、車内に放置する、医療を受けさせない、養育者以外の同居人からの虐待を放置するなど	性的関係を強要する、性器や性交を見せる

本市の児童虐待の現状

令和2年度、本市に寄せられた児童家庭相談は221件で、そのうち虐待に関する相談が102件となっています。その内訳は、身体的虐待が46件と一番多く、次いでネグレクトが30件、心理的虐待が23件、性的虐待が3件となっています。

体罰などによらない子育てを

子どもに、生活習慣や社会のルールを教えることは大切なことです。しかし、養育者の期待を押しつけ、言葉で責め立てたり、暴力で従わせたりすることは、「しつけ」ではなく、「虐待」です。子どもの心には、恐怖やトラウマとして残り、子どもの成長・発達に悪影響を与えます。

「しつけ」であっても子どもの身体に苦痛を引き起こしたり、意図的に不快感を与えたりする場合は、軽微なものであっても体罰に該当し法律でも禁止されています。



不安になったら相談

子育てに不安や心配なことがあるときは、相談しましょう。ささいなことでも、話をすることで心が軽くなり、解決のヒントなどが見つかります。

市では、子育てに関する悩みを一人で抱え込まないよう、育児相談や教室、健診などを通して育児不安の軽減に努めています。電話での相談

も受け付けていますので、気軽に相談ください。

また、身近にいる子どもが「虐待を受けているかも」と思ったら、相談・連絡ください。匿名でも受け付けます。

子育て・虐待に関する相談窓口

●市役所への相談・連絡

こども課

☎23-2684

都城市保健センター

☎36-5661

東部保健センター（高城）

☎58-6800

西部保健センター（高崎）

☎62-4411

●児童相談所などへの相談・連絡

宮崎県南部福祉こどもセンター
(都城児童相談所)

☎22-4294

児童相談所全国共通ダイヤル（無料）

☎189（いちばやく）

児童相談所相談専用ダイヤル（無料）

☎0120-189-783

児童家庭支援センター ゆうりん

☎45-2140